

## 平成21年第3回八峰町議会臨時会会議録（第1日）

平成21年5月29日（金曜日）

### 議事日程第1号

平成21年5月29日（金曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第68号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第69号 八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第70号 八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第71号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第72号 平成21年度八峰町一般会計補正予算（第2号）

### 出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

### 欠席議員（0人）

### 説明のため出席した者

町長 加藤和夫 副町長 佐々木正憲

教 育 長	千 葉 良 一	会 計 課 長	伊 藤 進
総 務 課 長	嶋 津 宣 美	企 画 財 政 課 長	米 森 昭 一
福 祉 保 健 課 長	佐 々 木 充	管 財 課 長	伊 勢 均
税 務 課 長	小 林 孝 一	生 涯 学 習 課 長	齊 藤 英 市 郎
産 業 振 興 課 長	須 藤 徳 雄	農 業 振 興 課 長	松 森 尚 文
建 設 課 長	武 田 武	幼 児 保 育 課 長	加 賀 谷 敏 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 林 慶 範	学 校 教 育 課 長	辻 正 英
峰 浜 町 民 サ ー ビ ス 課 長	金 平 嘉 孝	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	木 村 学

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡 田 辰 雄 書 記 吉 元 和 歌 子

---

午前10時00分 開 会

議長（阿部栄悦君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第3回八峰町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配布しております日程表にしたがって進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、

4 番 今 井 一 政 君

5 番 佐 藤 克 實 君

6 番 丸 山 あ つ 子 さん

の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○ 「異議なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、これを許します。

議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成21年第3回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中出席をいただき、誠に有難うございます。

まず昨今の町政の動きについて、かいつまんで報告いたします。

この連休前から世界的な感染が危惧されていた新型インフルエンザは、空港などの厳重な水際対策をとったものの遂に国内でも400人近くの感染者を出しており、私共地方でもいつ何時発生してもおかしくない状況下にあります。

県の新型インフルエンザ対策本部の設置に合わせ、町でも18日に対策本部を立ち上げたところであります。

次に、25日の議会全員協議会でも説明のとおり、新庁舎本体の工事が完成間近の中、給排水等の設備工事を請け負っている大東施設工業株式会社が倒産したことが20日に判明したことから、出来高検査を急ぎ、残工事対応に入ることといたしました。

24日には水沢集落を会場に防災訓練が実施されました。日本海中部地震から26年となるものの、地域住民が多数参加する充実した訓練となりました。

26日には雨で2度延期した八森小学校初の運動会が実施されました。

それでは、今議会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第68号「八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」は、全協で説明のとおりこの夏の職員のボーナスを0.2ヶ月分削減するものであります。今年度出された

人事院勧告と県人事委員会の勧告では、来月支給するボーナスのうち0.2ヶ月分を凍結するというもので、このあと民間企業の調査を実施して、秋には正式な勧告が再度出される予定であります。町としては厳しい民間の実態を踏まえながら国・県に合わせて削減を実施するものをいたしました。

議案第69号「八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、一般職の給与に合わせて私と副町長の6月のボーナスを期末手当分0.15カ月分削減するものであります。

議案第70号「八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、教育長の6月のボーナスを期末手当分0.15カ月削減するものであります。

議案第71号「八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、議員についても同様の内容とするものであります。

議案第72号「平成21年度八峰町一般会計補正予算第2号」は、既定額に100万円を追加して、歳入歳出予算の総額を56億8百39万5千円とするもので、先の全協で説明した「新型インフルエンザ」対策の町の備蓄品を準備するための経費を予算計上したものであります。

以上、今臨時議会の議案は5件であります。

詳細については、提案の際、説明させますので宜しくご審議のうえ、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。  
以上であります。

議長（阿部栄悦君） 日程第4、議案第68号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

総務課長（嶋津宣美君） おはようございます。議案第68号についてご説明いたします。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。八峰町一般職の職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年5月29日提出 八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。先ほどの町長の説明のとおり、今まであまり例がなかったのですけれども、国及び県の人事委員会の方から勧告がありまして、6月支給の期末手当等について、凍結する旨の勧告が出されました。本町の場合も経済的な状況を見ながら、地域経済に合わせて町職員の期末手当及び勤勉手当について、平成21年6月に支給する額を改正する、こういうことでございます。内容ですが、条例の方の条文の方をご覧ください。えー、附則第11項の附則…第12項ですね、この辺りのところに加わるわけですが、制定附則の中の附則第11項を1つ落として第12項ということにしてですね、附則第11項を次の1項を加えるということで、新たにこの11項ができるということでございます。内容については先般の全協で説明のとおり、6月に支給する期末手当、勤勉手当について、今年度に限りなんですが、変えるという、こういう中身です。で、第15条第2項、これはあの一、一般職員の期末手当です。でその後に第3項、これは、直接関係はございませんが、再任用職員の期末手当のことについて触れております。それからその後の第16条第2項、これは勤勉手当でございますので直接は関係ありません。それで、変わる部分ですが、その11項のところの2行目からですね、第15条第2項中、これは一般職員の期末手当に関係する部分です、このうち、「100分の135とあるのは100分の120」、ってことで、この部分が100分の15をダウンするということでございます。それから、次の同条第3項中、これは、先ほどお話のとおり再任用職員ですので直接関係はありますが、この部分についても6月の期末手当でこれが100分の135のところを100分の75と、こういうことで読み替えるということでございます。それで、今回変わる部分の主なところがその次のところですね、かぎかっこが二つ重なる部分です。前段の方ですね、2行目、ここのところ今話しした、第15条第2項中のその100分の135、これが平常でしたけれども、これを100分の120にするという

内容です。それから、その後の方ですけれども、3項の方は再任用の方ですんで省略します。ということで、今回は、前の資料…渡したものと同じものを作りましたが、別紙の方ご覧ください。別紙の方に6月支給の期末・勤勉手当の凍結関係ということで、それぞれ書きましたが、①番、職員については、凍結分は0.2ヶ月でありまして、このうちの期末手当が0.15、135のところは120になると、それから勤勉手当の方が100分の5ダウンすることになります。併せて0.2ヶ月、これを凍結すると、こういう内容でございます。で、今まではトータルで6月支給は2.075ということになりますけれども、今年の6月支給については、期末が1.2、それから勤勉が0.675、トータルで1.875ヶ月分が支給されるというような内容です。附則の方に書いてますけれども、この条例については、今年度の6月に基準とする夏のボーナス、これに限るということです。そういうことで以上よろしくお願ひします。

議長（阿部栄悦君） これより、議案第68号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

14番（見上政子君） はい、14番。これはだいたい一人当たり平均しますと、どの位の減額になるんでしょうか。できましたら20代、30代、40代とわかればいいんですけど、わからないでしょうね。まあ、一人当たりの平均、どの位になるのでしょうか。

議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

総務課長（嶋津宣美君） 具体的に計算はしておりませんが、先般の全員協議会でも説明のとおり、関係職員のトータルでのですね、削減額が約1千万となります。具体的に一人当たりは出してませんが、現在の職員数が136人ですので、一人当たりいくらになるのでしょうか、そういうことで計算してください。

議長（阿部栄悦君） はい、14番見上政子さん。

14番（見上政子君） はい。1千ちょっとっていうのは職員だけではなくて、議員とか特別職を合わせたの金額でなかったですか。職員だけの金額は違ってたと思ったんですが。

議長（阿部栄悦君） 総務課長。

総務課長（嶋津宣美君） 全協でも説明のとおり、職員分がですね、1千26万2千900円となります。で、それに特別職、三役が31万3千605円。先般のときはちょっと端数処理しましたけども、最後に議員分が56万7千。合わせた額が1千114万3千505円、こういうことになります。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。ほかに質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

14番（見上政子君） はい。先ほどからの報告にありましたように、今回の減額の勧告というのは、人事院ではすでに決まっていた国家公務員の一時金に対して、急遽0.2ヶ月減額を国の方に勧告してできたもので、人事院は町長さっき言われましたけども民間の賃金を参考にして8月に勧告してるのを、今回は今までにない前倒し…6月にこれを行うということで。で、民間の賃金というのはまだ2割くらいしか決まっていない状況なのに、このような勧告が出されたということと、それと内需拡大を盛んに言われている中で、やはり平均…八峰町の場合は6万か7万、いろんところで8万というふうなこと言われてますけども、これはやはり職員にとって物を買う意欲、これをなくしているのではないか、ということで私はこれに対して反対をいたします。

議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。ほかに討論がないようですので討論を終わります。これより議案第68号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

○ （起立多数）

議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって議案第68号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第69号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

総務課長（嶋津宣美君） 続いて議案第69号についてご説明いたします。八峰町特別職の職

員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成21年5月29日 八峰町長 加藤和夫

提案理由は先ほどの一般職の職員、給与の改定に伴ってですね、町長及び副町長の期末手当の額を改定する必要があるためでございます。内容についてご説明いたします。条文の方、ご覧ください。条文のうち、こちらも条例のうちですね、附則に次の1項を加えるということです。で、2項になります。で、これについても同じく、今年度の6月に支給する期末手当に関する、第4条の適用について次文が変わるということですが、そこんこの文章がちょっとこう…あるのはあるのはと続きますが、第1項中、次の文章がいずれ何と言いますか…ひとつのこう…文章になっています。「100分の135とあるのは100分の155」、これは前段のほうの100分の135が一般職のものを特別職の場合は100分の155として、とこういうこととございますんで、これを「100分の120」と。100分の135のところは100分の120になりましたんでそうなります。そして、後半の方が「100分の140」のところ、これが従来までは特別職のところは「100分の155」、これを「100分の140」とする、こういう内容になってますんでよろしく申し上げます。ただしこれは、附則のところにあるとおり、6月1日基準の今年度に限りということとございます。ただし、特別職については、これは期末手当しかございませんので、0.15ヶ月が減ることになります。よろしく申し上げます。

議長（阿部栄悦君） これより、議案第69号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○ なし

議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

○ なし

議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので討論を終わります。これより議案第69号

を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○ 異議なし

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって議案第69号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第70号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

総務課長（嶋津宣美君） 議案第70号についてご説明いたします。八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年5月29日 八峰町長 加藤和夫

提案理由、一般職の職員の給与改定に伴って、特別職である教育長の期末手当の額を改定するため条例を改正するものがあります。

それでは、条文の方ご覧ください。これも附則に1項を加えるということで2項になります。内容的には同じですが、今年度の6月に支給する期末手当に関する第4条の適用について、先ほど同様、期末手当については、現在のところ「100分の155」を改めて「100分の140」にすると、こういう内容で、0.15ヶ月減るという内容です。よろしく申し上げます。

議長（阿部栄悦君） これより、議案第70号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○ なし

議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

○ なし

議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので討論を終わります。これより議案第70号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご

ご異議ありませんか。

○ 異議なし

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって議案第70号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第71号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

総務課長（嶋津宣美君） 議案第71号についてご説明いたします。八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年5月29日 八峰町長 加藤和夫

提案理由、町議会議員の期末手当の額を改定するため条例を改正するものであります。条文の方の説明をいたします。同条例の一部を加えると、附則に次の1項を加えるという内容でございます。加えた後は3項ということになります。説明は同じですが、6月に支給する期末手当に関する第7条の適用については、第1項中、これは期末手当に関する部分ですが、同じく「100分の155」現在はそうなっております。それを「100分の140」、0.15ヶ月、6月1日基準で今回限り減ずるというものであります。よろしくお願いたします。

議長（阿部栄悦君） これより、議案第71号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○ なし

議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

○ なし

議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので討論を終わります。これより議案第71号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○ 異議なし

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって議案第71号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第72号、平成21年度八峰町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。当局の説明を求めます。佐々木副町長。

副町長（佐々木正憲君） おはようございます。議案第72号について、提案ご説明申し上げます。

平成21年度八峰町一般会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の補正。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億839万5千円とするものであります。5ページをお開きください。

最初にあの、今回提案されております予算はですね、先の全協の中でも説明してございますが、新型インフルエンザ対策に関わるものでございます。5ページ、2歳入19款繰越金1項繰越金1目繰越金、補正額100万円、節区分1一般会計繰越金100万円、繰越金の残額につきましては、5月の出納閉鎖以後になりますのでよろしくお願いたします。6ページ、3歳出4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、補正額100万円、一般財源100万円、11需用費、説明の8の医薬材料費100万円、先ほど申し上げましたように、八峰町の新型インフルエンザ対策に関わるものでございまして、今日皆さんのお手元にプリントをあげてございますけれども、この100万円の中身につきましてはですね、主なものを若干ご説明申し上げたいと思っておりますが、このプリントに書かれておりますように、インフルエンザ対策の備蓄計画の案でございますが、予定される備蓄予定費につきましては、主なものは、マスクの関係で6千枚、消毒用のエタノールが90本、あるいは手拭用のペーパータオルが540箱、それから防護服です、200セット、うがい用の紙コップが1,800カップでございます。なお、備品の配布の対象の予定施設につきましては、町内の公共施設の18ヶ所を予定してございます。なおあの、町の設置であるおらほの館だとかハタハタ館、あるいはぶりこ、観光市等につきましてはです

ね、直接町の管理ではございませんので、この施設につきましては行政指導をやってございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（阿部栄悦君） これより、議案第72号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番柴田正高君。

11番（柴田正高君） 副町長の説明で、観光市やハタハタ館は町のあれでないので行政指導で、というお話でございましたけども、それこそいろんな地域から不特定の人が集まるわけですので、その行政指導の仕方ですね、どのように指導されるお考えなのか、そこら付近をお聞かせください。

議長（阿部栄悦君） 佐々木副町長。

副町長（佐々木正憲君） はい。このインフルエンザの関係につきましては、すでにマスコミの新聞あるいはテレビ等でかなり詳しく報道されてございます。したがって町の行政指導ということではですね、特に詳しいものはないわけですが、先だってですね、私たちの方で、インフルエンザの行動計画表を立てました。これまだ本部会議が開いてございませんが、早急に開きましてですね、ひとつこの行動計画によってこれから進むわけでございます。それであの、先ほど主な備蓄品をみなさんにご紹介しましたけども、有事の際にはこれらの備品等につきましては臨機応変に弾力性を持たせながら、こういう施設にも使用させたらどうか、とまあこういうようなことも考えてございます。以上でございます。

議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

11番（柴田正高君） 私が伺ったのは、行政指導をどのようになさるかということをお伺いしたのでしてね、町の備品を臨機応変に使わせるとかは行政指導に当たらないんじゃないかなと思うんですけども、その点についてお聞かせください。

議長（阿部栄悦君） 佐々木副町長。

副町長（佐々木正憲君） 先ほど申し上げましたとおりですね、5月に新型インフルエンザ対策の行動計画の案っていうのが、第一版として町の方で作成して

ございます。この行動計画の中に、それぞれのことが書かれておりますけども、そういうふうなものを踏まえながら、町の準公共的な施設に対してもですね町の方でこれから指導していかなきゃ駄目だと思っております。具体的な行動につきましてはこれからまた考えたいと思います。

議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

11番（柴田正高君） それこそあの、ここに載せた18ヶ所よりもですね、感染されるだろうとするのは観光市だとかぶりこだとか「館」だとか、他から入ってくる人達…利用する頻度が多いといいますか、むしろここに載せたのよりも危険度が高いんじゃないかなという感じがするわけですね。ですから、その施設を管理する運営する人達に行政指導を徹底してその面をやっていただかないと、それこそ水際作戦ではないですけども、そう思うわけですので町の方からも極力、それこそ予防対策には万全を期するように、行政指導を行っていただきたいと思えます。

○ はい

議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

町長（加藤和夫君） 先ほど副町長が言いましたけども、今あの行動計画作成中なんです。で、この行動計画の中は、役場のこういう公共施設だけじゃなくて各種団体であるとか、今おっしゃったような不特定多数が出入りするものに対してどうするとか、そういう対策も含めて出す予定です。具体的には、今日来た時でわかると思えますけども、入口に消毒液があったと、そういうものを具体的にやるとか、あるいは実際発生した場合の連絡先をどこにするとかとか、そういうような具体的な行動についてこういう機関についても1回打ち合わせなどしながら、具体的な形の指導をしていきたいと、というふうに思っております。で、先ほど申し上げたとおり計画作成中なんで、それらを踏まえながらできるだけ細かくやっていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

14番（見上政子君） はい、14番。何点かについてお聞きしたいと思います。保健センターの入口のところに、発熱相談っていうふうな貼り紙がしてありますよね。新型インフルエンザって書いているわけでもないし、インフルエンザ「A」って書いてるんですけども、あえて「A」って書いたのは、今すごいインフルエンザのA型が流行っているみたいですけども、そのために「A」って書いたのかな、と、そのへんちょっと教えてもらいたいと思います。

それからあの、各診療所、八峰町には3つあるんですけども、ちょっとテレビかなんかで見た感じでは、発熱の人を隔離するような衝立とかいろんなものとか、そういうのを対処した場合、国の方から補助が出るっていうようなことが耳にしたような気がしたんですけども、こういう各診療所にちょっとした一般の人たちと隔離するような、そういうふうな補助みたいなものは考えていないのかということと、町営診療所のことで全協の中でも質問しましたけども、ちょっと考えてみると町営診療所もやはり町の発信機関だと思いますので、発熱した場合に隣の八森歯科診療所が今使われていないんですけども、あそこもやはり有効活用してこういうところに対処するような、こういうような計画を盛り込んでいくべきではないかと思います。それとまあ、お医者さんは直接発熱の…町内の中では対処しないけども、医師会病院とかそういうところにはなんかあった場合には駆けつけるんだってことだったんですけども、八峰町の職員として医師が給料を出しているわけですが、これは、あれなんでしょうか、他の病院に行って勤務するっていうことも認められることなんでしょうか。

それから、先ほど柴田議員の方からもありましたけれども、町内の老人施設、グループホームとか特養とかあるんですけども、こういうところがやはり完全に守られなければならないと思いますが、これも行政指導ということなのか、町の方で何かそういう弱者に対する支援みたいな…100万円ではとてもできないですけども。

それとあの、スクールバスが非常に感染源になるということも報

道されています。発熱した場合、スクールバスに一人いることでもう大発生してしまうと思うんですけども、そのへんのところ教育長の考え方も教えてもらいたいと思います。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

福祉保健課(佐々木充君) それでは何点か質問にお答えしたいと思います。それであるの、発熱相談センターにA型うんぬんっていうことは、ちょっと私すいません、私もちょっとこう見落としとしてまして、多分専門的な型式の「A」とか「B」というんですかね、その型のことだと思えます。もしあの、大変申し訳ないんですけどもこれに関しては今ちょっと私知識もってませんので、あとで調べたいと思います。よろしくお願ひします。それから診療所…町内の医師とかで隔離した場合ですね、国の補助うんぬんってことであるような話をお伺ひしてるっていうような話でしたけど、私の方ではそういう情報はありません。で今考えられてるのは、いわゆる一般の患者さんとそれから新型…いわゆるインフルエンザ罹患者っていうんですかね、それらを高熱の人がたに対して集中的に取り扱う、「発熱外来センター」というのを、これ全協でちょっとこう能代市さんの方につくるということを話してましたけども、これに対しては、現在国の方でははっきりした方向性、いわゆる補助関係の方向性は示されていないと。ただ緊急を要するということで現時点では県の方で設置するものに対して、基本的な考え方として2分の1を県費で補助すると、そういう話で発熱外来センターは動いております。

それから、町営診療所、まあ八森歯科診療所とってことで空き施設っていうんですかね、これの利用もってこともご質問だったと思えますけれども、基本的にこの新型インフルエンザの場合は、取り扱うところが集中して行うという考えです。要は一般の患者さんにそれらがうつるといような場合非常に困るものですから、先ほど申しあげました発熱外来センターの設置も、そういうことを目的としております。ただ、これがあの、ものすごく蔓延うんぬんってことでそちらで対応できないとなる場合もあるかと思えます。ただそ

の場合については、ちょっとこう状況に応じてうちの方の町だけの問題じゃないんで、そこいらへんは国、県等の指導があるかと思っております。

それから、お医者さん…秋元先生、うちの方の職員でいますけども、緊急時、発熱…能代市の発熱外来センター等に希望、希望って言うんですか、要望しまして、もし依頼されればいいですよってことをお話したようですけども、その身分関係に関してはですね、確かに町の職員ですので、能代市に設置する発熱外来センター、これは現在県の段階では、医師は1時間当たり1万3千円の報酬っていうんですかね、支払う予定で進んでおります。で、町の職員ですので、当然給料出てますんで、そこいらへんの調整については、これから総務課等とも…実際そういう場になりましたらですね、考えてみたいと思います。あとまあ、それから認められるかということなんで、これについても町長等を相談しながら最終的に決めなければならないものと考えております。

それから、特養施設の関係について行政指導うんぬんってことですけども、実際今回の新型インフルエンザ関係に関しては、国の方から、縦割り行政ってばちょっと言葉…あれでしょうけども、いろんな面で各分野の方に国の方から各々の分野で流れてます。それで私の方にも特養関係、そういう施設関係の文書もいろいろ来てますけれども、当然直接そういう施設の方にも国、県からそういうものが流れております。で、補助の話もちよっとお話ありましたけども、現時点では町の方では、そういう…例えば特養の方に、補助するうんぬんっていうのは考えて…私段階では考えておりません。基本的にはそういう施設の中で対応すべきものと思ってますし、とった場合は国の方針もあるでしょうけども、あるいは何らかの補助があるのかなあと、そう考えております。私の方からは以上です。

議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。

教育長（千葉良一君） 一番最後の見上さんのご質問にお答えいたします。学校も当然やはり、スクールバスで送迎しておるわけでございますので、最初か

ら私どももそのことについて重視はしておりました。秋北バスさんの方に問い合わせしましたら、県の方からもそういう指導は十分にしようという指導を仰いでいると、ということで、十分に消毒等についてやっているということでもありますし、この前の全協でもお話しましたとおり、新型インフルエンザの…「保護者の皆様へ」ということで、手洗い、それから接近する場合のエチケット、うがいの方法などについても、先生も子どもたちも、家族の方も、これを使ってやってくださいということで、注意を喚起しておりますので、それでまず十分かなと思っております。なお、業者につきましてはこれからも常に連絡を取りながら、清潔な、そして問題のないように送迎するようにしてくださるよう、指導してまいりたいと、連絡し合いながらやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。はい、7番門脇直樹君。

7番（門脇直樹君） 7番。この1番上のマスク、配布対象職員、公共施設窓口、とありますが、このへん、どういう活用をするのかちょっと説明おねがいます。

議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

福祉保健課(佐々木充君) 基本的にこれらの備品については、行政機能を維持するため緊急に必要な場合を想定して、うちの方でリスト…でこのリストの関係につきましては保健師、それから診療所の医師と相談しながら、こういうものが必要じゃないかと。それでこれらについてはですね、現在みなさんもお承知のとおり、豚インフルエンザっていうんですか、ということで弱毒性っていう感じであります。ところが国の行動計画等は全て鳥インフルエンザ、専門的にはH5N1っていうことで強毒性の鳥インフルエンザのものを対象としてます。その関係で、現時点ではそれらに対応するものとして、考えられるものとして、これらを用意しております。それでマスクの関係につきましてはですね、新型インフルエンザ対策としては当然職員もですね自らマスク等で対応するものとは思ってます。ただですね、感染者との

接触の可能性が高い窓口職員等に対しては、事前にもう配布しながら着けてもらうとか、あるいは来客者で咳をしていると、そういうような人がたに対して配布しながら感染予防に努めたいと、そういう趣旨でマスク等を6千枚用意させてもらってます。

議長（阿部栄悦君） はい、7番門脇直樹君。

7番（門脇直樹君） 先日の全員協でも言いましたが、例えばこの新型インフルエンザじゃなくても、風邪、インフルエンザが流行れば個人的にマスクをするわけですよね。花粉症の人は花粉症対策でマスクをする。ここにあの、「消毒用石鹼ミューズ」とありますが、数年前あの一、〇一157でしたか、これが流行したときもこの石鹼、ミューズが不足して大変だった時期がありますよね。その時もこの石鹼は個人的に買ったと思います。自分も犬を飼っていた時は、今はいませんが、このミューズで手を洗っていました。だから、マスクは最低限度個人で健康を守るために必要なものであって、このマスクまで職員に配布したり、窓口でもし仮に咳してる人がいてそれにマスクやればね、もし新型インフルエンザで咳してるんであればマスクやったって遅かりしと思いますが、どうでしょう。

議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

福祉保健課(佐々木充君) マスクの件、ここには職員、公共施設用の窓口と、私の方で基本的にそう考えております。ただ今回品薄ということで、例えばなんですけれども、その活用として学校で修学旅行するときも必要なだけども、そういうものが急激に取り揃えれないとか、そういうような臨時の場合にはこれらを活用していきたいなと私なりには思ってます。そういうことをご理解願いたいと思いますけれども。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。はい、加藤町長。

町長（加藤和夫君） 先ほどの見上議員の発熱相談のA型の件ですけども、最初新型インフルエンザAっていうことできましたんで、そのまま掲示したままずっときたそうなので、別にAにこだわるわけではないので、早速消させるようにします。大意はありません。全ての発熱について応じるということなので、ご理解をしてください。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

○ なし

議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので討論を終わります。これより議案第72号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○ 異議なし

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって議案第72号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって平成21年第3回八峰町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

.....  
午前10時50分 閉 会

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するため、ここに署名する。

八峰町議会議長 \_\_\_\_\_ 阿 部 栄 悦 \_\_\_\_\_

同 署名議員 4 番 \_\_\_\_\_ 今 井 一 政 \_\_\_\_\_

同 署名議員 5 番 \_\_\_\_\_ 佐 藤 克 實 \_\_\_\_\_

同 署名議員 6 番 \_\_\_\_\_ 丸 山 あつ子 \_\_\_\_\_